

特集

判事補からの 弁護士職務経験者 との懇談会



～体験談を聞いてみませんか？～

判事補及び検事の弁護士職務経験制度（いわゆる他職経験制度）をご存じだろうか。制度の詳細は別稿（10頁）に譲るが、判事補や検事が一定期間、弁護士としての仕事を行なうという制度である。当会にもこの制度を利用して弁護士登録をした判事補や検事があり（弁護士職務経験者）、現在、弁護士として活躍している。

当会では、本年9月5日、弁護士職務経験者との懇談会を開催し（公設事務所運営特別委員会が担当）、弁護士職務経験者と弁護士職務経験者を受け入れた会員からそれぞれご発言いただいた。今回の特集では、この懇談会の模様を紹介したい。

< 弁護士職務経験者 >



永井 美奈（53期）
福岡地方裁判所、大津地方裁判所、大津家庭裁判所に配属。2006年4月から三羽・山崎法律事務所に所属。



西尾 洋介（56期）
東京地方裁判所に配属。2006年4月から弁護士法人東京パブリック法律事務所に所属。

< 受け入れ側 >



三羽 正人（22期）
三羽・山崎法律事務所所長



丸島 俊介（30期）
丸島俊介法律事務所所長、弁護士法人東京パブリック法律事務所前所長

弁護士職務経験者から

なぜ、この制度を利用して弁護士という職業を経験しようと考えたのですか？



【永井】私が任官した当時はまだこの制度はありませんでした。任官して間もないころは、「任官したばかりなのに、すぐ外に行けというのはちょっとどうなんだろう」と思っていました。裁判所では、企業研修や行政庁への出向として判事補を外に派遣することが行なわれていたのですが、実際に外に出た方の体験談を聞くと、「外に出てみると非常に得るもの大きい」とのことです。だんだんと外に行くことに抵抗は少なくなりました。実際にいろいろな事件に触れるに従って、裁判所の中にいるだけではわからないことも多くありますので、むしろ外に出ていろいろなものを見た上で裁判所に戻ることは非常に有益ではないかと感じるようになりました。2005年の年末になって所長から職務経験に行ってもらおうと言われて、非常に驚き、5年以上裁判官をやっている私が果たして弁護士としてやっていけるのだろうかという戸惑いはありましたが、せっかくの機会なの

でいろいろなことを学んでいきたいと思います。



【西尾】私は、裁判官として仕事をしている中で、裁判官はあまり世間の人に知られていないのではないかと、むしろ、世間知らずとか、頭が固いと思われていることが多いのではないかと思うことがあり、そういうステレオタイプな裁判官像を打ち破りたいという気持ちがありました。ですから、弁護士職務経験を始めとする他職経験の場で、こんな人が裁判官をやっているんですよというのを見てもらいたいと思っていました。もちろん、現実に弁護士になることが決まると、私に弁護士活動ができるのかなどの不安はありました。しかし、先ほど話したように弁護士活動を通じて多くの人に裁判官の人となりなどを知ってもらいたいという気持ちが強かったので、弁護士職務経験を行なうことに決めました。

今の事務所を選んだ理由は？

【西尾】私は、最高裁から開示された3つの事務所について就職活動をして、最終的には東京パブリックに決めましたが、その理由は3つあります。1つ目は、多くの紛争解決手段があるにもかかわらず、弁護士が特定の紛争について訴訟を提起して紛争解決を図ろうと決断するそのプロセスについて、私は非常に興味を持っていました。ですから、比較的原告事件が多くできる事務所に行きたいと思っていました。2つ目は、東京パブリックは「弁護士任官の推進」を事務所の目的の1つに掲げていますが、もし弁護士任官されたいという方が事務所にいれば、拙い経験ではあるものの、自分が裁判官として裁判所で生活してきた2年半の経

験をその方に少しでも伝えることができるのではないかとその思いがあったからです。また、東京パブリックは、新人弁護士を受け入れて1、2年修行を積んでもらって地方の弁護士過疎地等に派遣する活動をしていますので、新人弁護士に裁判手続等のアドバイスができるのではないかとこの思いもありました。新人弁護士へのアドバイスという点では少しは事務所に貢献できているのではないかと考えていますが、弁護士任官については、事務所に希望者の方がいないので何もできていないのが残念です。3つ目は、弁護士職務経験を2年間やる以上は2年間で弁護士として独立できるだけの力を身につけて裁判所に戻りたい、それがひい

ては裁判官の独立にも資するのではないかと考えたことです。2年間で事件処理のみならず、事務所経営も学ぶことができ、独立できるだけの力がつけられる事務所はどこかという観点で見たときに、新人弁護士を1、2年で司法過疎地等に送り出す活動をしている東京パブリックで一生懸命弁護士活動を行えば、自分も独立できるだけの力をつけられ、自分が裁判所に戻ったときには何ものにもとらわれずにいろいろな事件が処理できるのではないかと考えたのです。これらの理由から、私は、東京パブリック法律事務所を選びました。

【永井】 私もいろいろな事件を見てみたいなということで、大きな事務所では実際に依頼者の方と接触する機会も少ないのではないかと思います、今の事務所を希望しました。実際1年半やってみて感じることは、「明日ま

でに契約書を見てほしい」「来週までには契約を締結したい」というような依頼が多くて、非常に時間的に速いペースでいろいろなことが動いていることです。取り扱う事件の範囲についても、一般民事、家事事件、倒産関係と広く、今まで触れたことがないような法律などいろいろ勉強する機会があって非常にいいなと思っています。また、依頼者と直接に接触する機会が多くなりました。裁判所にいるときは当事者と直接お話をする機会もほとんどありませんし、代理人を通じてのお話というのがメインでしたけれども、実際に本人と向き合ってみると本人はいろいろな思いを抱えていてたくさん話を聞いてほしくて自分でもどうしたらいいかわからない思いを切々と訴えてこられたりします。そういったときに、どんなふうに対応したらいいのか、どんなふうにアドバイスをしたらいいのか、そういう難しさをひしひしと感じています。

**実際弁護士として仕事をしてみてもどのように感じましたか？
裁判官としての能力、資質の一層の向上及び職務の一層の充実を図ること
という制度目的は達成できたと思いますか？**

【西尾】 裁判所に戻って見ないと、どのくらい目的が達成できたかは正直分からないというのが率直な感想です。ただ、ものの考え方とか人間性というようなものは、この2年間で変わったんじゃないのかなと思います。また、今までは裁判所を中から見ていましたが、利用者の側から裁判所を見る、裁判所を利用する者という目で裁判所を見ることができるといのは大変貴重な経験だと思います。例えば、利用者側から見て、司法サービスの提供という点ではまだまだ行き届いていないところもあると思いますし、逆に「こういうと

ころはいいな」と思うところもあります。ですから、私自身の目的達成度というのはちょっと分かりませんが、この制度は、非常に意義のある、いい制度だと思います。

実際に弁護士として仕事をしてみても感じたことですが、「弁護士は霧の中で闘っている」と感じるがあります。自分の感覚としては「これは問題ないだろうな」と思っているでも、裁判官の一言によって「あれっ、ちょっと違うのかな。見通しが甘いかな」と思うことがあります。民事事件もそうですが、私は、刑事裁判官の経験がないので、刑事事件では特にそれを感じ、特に量刑感覚についてはいつも悩んでいます。また、交渉事件についても、交渉は相手があることなので、これぐらいで何とかまとまるのではないかという見通しを立てたものの、なかなかうまくいかないこともありますし、逆にこれはちょっと厳しいかなと思っているでも、ひょんなことからうまく解決できて依頼者から大変感謝されることもあります。ですから、「弁護士は霧の中で闘っている」という思いが強いです。





【永井】西尾さんからお話があった「霧の中」という感覚は非常に私も感じます。裁判官をやっているときには、その段階その段階の心証を抱くので若干心証が変わってきたりすることもあるので、そのときの心証で多分発言していると思いますが、当事者の目から見ると「裁判官はこんなことを思っているんだ」と感じているいろいろ対応しなければいけない。対応してみたところ、実は裁判官はそういう心証じゃなかったというようなことがあって、一つ一つの発言に気を遣ってあれこれ深読みしているんだなというのを改めて実感し

ました。当事者の本人の目から見ても、何で裁判所はあんなことを言うんだろう、ひょっとして自分に不利益なんじゃないかなと非常に気にするということも感じます。やはり裁判官として発言するときには、どのように当事者が感じるのだろうかということも踏まえた上で慎重に発言した方がいいのかなと感じました。あと、本人との対応・説得する難しさを強く実感します。依頼者の方の記憶が大きく変遷してしまうような場合ですが、自分が裁判官をやっているころは、弁護士は依頼者からずっと話を聞いているのだから、「先生、事案はもう把握なさっているでしょう」と感じたりもしていたのですが、実際に代理人の立場になってみると、依頼者の方は一貫して同じ話をしてくれるわけではない、その時々で対応していかなければいけない部分が多かったり、当事者の気持ちがだんだん動いていった方向で解決するか大幅に方向性が変わってしまっただけで対応を迫られるということがあって、代理人としては、裁判所との関係で、最初はこう言っていたのに次はこう言わなければいけないという、代理人としての苦しさというのも実感します。

刑事弁護について感じたことは？

【西尾】私は積極的に刑事弁護活動をしているつもりですが、裁判員制度等の実施を控え、弁護士会及び個々の弁護士の準備が大丈夫なのかということを危惧しています。裁判所も検察庁もやると決まった以上は組織を挙げてやりますし、新制度への準備が進んでいると感じます。翻って、弁護士、弁護士会として新制度に対応できるだけの体制づくりができていないことを考えると、まだまだ課題が多いのではないかと思います。

【永井】刑事の合議事件の左陪席をしていたころ、十分に時間が取れているのだろうかと感じる弁護活動もあり、刑事弁護について何らかの手を打たないと国民からの目に耐え得る弁護活動というのは難しいと感じ

ていました。実際に自分が刑事弁護をしてみると、組織でやっている裁判所や検察庁と比べて圧倒的な力の差があることを実感しますし、自白事件では弁護人としてどこまで活動できるのか悩むような部分がありました。



裁判外の職務で何か新しい体験をされましたか？

【永井】裁判所にいると、裁判所に来る事案というのは常に紛争が生じた後の段階ですので、正常な取引を見る機会はほとんどありません。弁護士になってみると、「これから契約をしたいんだけどこの契約書でいいか見てほしい」といった相談を受けます。そういう当事者からの話を聞くと、逆に正常な取引というのはこういう形で動いていく、どのように経済が動いているのかがわかり、新しい発見があります。

また、事件以外で感じるのが、弁護士はいろいろな会務活動をしていらっしゃるということです。私自身、東弁の裁判員制度センターに参加させていただいています。三羽先生をはじめとする事務所の先生方も様々な委員会活動等に熱心に取り組まれるなど公益的な活動をされていることに接すると、非常に素晴らしいな

と感じています。

【西尾】弁護士会の委員会活動で熱心に行っているのは公益通報者保護特別委員会の活動です。新しくできた委員会なので委員会規則や細則を起案したり、公益通報110番で電話担当をしたりしています。非常に学ぶことが多く、特に規則や細則を作るというのは、他の条文との整合性を考えたりだとか、解釈に疑義が生じない条文を作るように工夫したりしなければならないといった難しさがあり、貴重な経験をさせてもらっています。また、東京パブリックから司法過疎地等へ行って活動している弁護士を訪問し、どういう仕事をしているのか、地方の裁判所ではどのような運用がされているのかを聞くことは非常に有益です。

裁判所に戻ったときにはどのようにこの経験を生かそうと思いますか？

【西尾】裁判所に戻ってみたいと実際に何ができるのかというのはわかりませんが、裁判所の利用者として感じた裁判所の問題点は、裁判所に戻ったときに自己の経験を生かしてアドバイスできるのではないかなと思います。また、訴訟手続等について、自分は裁判所に戻ったら、弁護士に厳しい裁判官になるのではないかなと思います。「先生、これぐらいの証拠は集められるんじゃないですか」などというかもしれません。正直裁判官をやっているときは、「よく弁護士はこんな証拠を集めてくるな」と思うことがよくありましたが、実際弁護士を経験してみると、足を使って汗をかけばいろいろ集められるんだなということがわかりましたので、多分ちょっと厳しい裁判官になるのではないかなと思っています（笑）。

【永井】西尾さんも言われたとおり、利用者の視点から見てあまり違和感のないような訴訟指揮というのでも1つは考えなければいけないのかなということと、逆

に、当事者というのは当事者の立場があってそれぞれやっているのですが、裁判官はどちらにも肩入れせずに公平な第三者的な立場から判断できるという意味では、そこが良さであり、裁判官である理由だと思しますので、利用者の視点も取り入れつつ裁判所として裁判官としてどうあるべきかということをこの職務経験を通じていろいろな機会に考えることがありますので、そういったことを生かしていけたらなと思います。それから、先ほど西尾さんからもお話があったとおり、自分も代理人をしたことがあるとうではないかという見立てであるとか、ここまでだったら和解で何とか説得できるのではないかと、「先生も頑張ってください」というような思いを抱いてしまうのではないかと感じます。これは逆に、弁護士が裁判官として弁護士任官をしたときによくそういう感覚を抱くという話を聞くのですが、それと共通した部分があるのではないかなと思います。

受け入れ側から

2年間の判事補並みの給料を払うという点も含めて
受入事務所として手を挙げるに至るまでの経緯は？



【丸島】私のところは公設事務所で弁護士任官の推進が1つの課題ですから、判事補の弁護士職務経験という課題にも当然取り組みようと考えました。ネックとなるのは給与面だということのようですが、東京パブリックの場合は給与の倍をみんな稼ごうということで経営を維持するという基本方針でやってきましたので、西尾さんにもそのことを話し、どううまくやれるか、事務所がどうサポートできるかが課題だったと思います。西尾さんには個人の依頼者がいるわけでもありませんので、法律相談センターや法テラスの相談に入ってもらい、また先輩弁護士と一緒に事件をしながら拡げていきました。制度目的のところに書いてある、弁護士経験を通じて裁判官として能力・資質の一層の向上ということ自体は、弁護士としての十分な経験を積もう、そのことが要するに裁判官のためになるんだという発想だと思いますので、受け入れるにあたって一番注意したのは裁判所から預かるとか研修だとかいう意識ではなくて、本当に弁護士になってもらうということを事務所みんなで意識し、西尾さんにもそういうことでやってもらったということです。西尾さんは本当によく実践して、刑事事件の中でも大いに闘い、弁護士としての力をつけてきたと思います。



【三羽】これからの法律事務所の組織のあり方から考えると、70%を占める一人事務所ではなく、人を増やして集団化・効率化する必要があることと、それによってスピードアップを図ること、それが法的サービスの質を高め、市民の信頼を得る法律家のあり方ではないかということから、「やせ我慢」を張って、修習生や職務経験の判事補・検事、スタッフ弁護士など、若手を収容できるスペースを確保するために2年半ほど前に事務所の引越しをしました。経済的な見通しはしっかりあったか、そ

れはありません。しかし、組織のあり方としてこれが1つの時流だとすれば、誠実に取り組むことで必ずどこかで追いつくだろうという思いがあったことが始まりです。日弁連執行部でこの制度の設計段階に関わったことは2番目の動機に過ぎません。当初59期の女性の採用を決めていたのですが、その直後、永井さんから面接の申込みがあって、幸運にも…。相棒と2人で始めた事務所が急に2人分の給与が増えるわけですね。そのとき思ったのは、裁判所にとって職務経験の制度は初めての制度、法律事務所も初めての経験。初めてのことはやってみたら面白いのではないかと、やせ我慢の面白作戦です。面接で永井さんにお会いして、大変バランス感覚に富んだ、さわやかで熱心な方でしたので一も二もなく来ていただくことを決めた次第です。経済的な面ですが、弁護士が増えると確実に仕事が増えます。中には顧問料を増額していただいたところもあります。不思議なもので1～2ヵ月ずれますが追いついていくものです。そうでなくても法律事務所は毎月毎月のやりくりが大変ですよ。ですからその一局面にすぎない訳でして、何とかなっています。皆さん、職務経験の判事補・検事を採用しても大丈夫です。依頼者からの信頼は、大変大きなものになります。うちは、いろいろな規模、種類の事件がありまして、職務経験で受け入れるのには私のような事務所が一番ふさわしいかと思います。まずは自らが名簿に手を挙げて、できれば採用していただければと思います。



他職経験者を受け入れての感想は？

【三羽】 永井さんを迎えて、私は相応しいことに相応しい時期に出会ったのかなという気がいたします。誰よりも早く事務所に現れて、誰よりも遅くまで、土・日もしょっちゅう仕事に出てきて、また、東弁や会派の委員会への取り組みという熱心さ、依頼者に対してものを尋ねるにしても私どもよりも大変丁寧ですし、それから聴いた内容を組み立てる、そのバランスをとって一定の方向性を出し、依頼者に期限を付けて宿題を課す、というあたりをソフトに実現することができる。私ども弁護士を長らくやっている、当たり前、普通のことだと思ってつつい流して行なうことがありがちですし、逆に我々が当たり前だと思ってやっていることがすごく新鮮だったりすることもあるのかもしれない。どう感じられているだろうか、そういったある種の刺激の中にいるのは、ひとつの快い感触です。やせ我慢をして良かったというのが実感です。

【丸島】 弁護士は、いろいろな悩みを抱えた方とコミュニケーションをしっかりとりながら活動を進めていかなければならない。西尾さんも、最初2～3ヵ月は慣れるのに苦労したと思います。しかし、彼は非常に吸収力が高いといえますか、事務所では20名の弁護士が平場にズ

ラッと並び、依頼者や相手方と、優しく話したり、喧嘩をしたり、いろいろなことが電話で丸聞こえですから、そこから吸収したのでしょう。依頼者の方とのコミュニケーションが非常に素晴らしいと彼の話の中から感じるようになりました。西尾さんは、ある時なかなか心を開かない少年の事件を引き受けて、正月返上で鑑別所に日参するうちに、鑑別所の職員なども西尾さんが来ると少年とのコミュニケーションができるようだと期待をするようになりました。この事件では最終的にそれなりの結論が出て、西尾さんが最後に面会に行ったときにその少年がチョコレートで1切れ「これあげる」と言って渡してくれたということがあり、事務所みんなで聞いて涙しました。大きな困難を抱えた少年と心を開き合い向かい合い、誠実に語ろうとしたという姿勢は弁護士として貴重な経験だったと思いますし、もちろんそれが裁判官として役に立つことは言うまでもありません。刑事事件もたくさんやり、他の過疎地に行く弁護士たちと同じように十分な活動をしてここまで来ている。また、若い人たちの相談相手にもなってくれて、この1年半の経験は我々にとっても非常に大きかったなと思いますし、是非この経験を、他の事務所でも、弁護士会全体としても、やっていただけたらいいというのが率直な感想です。

この制度を今後維持・発展させるにはどうしたらいいですか？

【西尾】 最高裁の方などが、裁判官は上を見て仕事をするのではない、これからは国民に裁かれることになるだろう、それに耐えられるような裁判官をつくらなければならず、その一環として基本的に2年間は裁判所の外に出ていろいろな経験をしてきてもらう、という趣旨のことをお話しされていたのを聞いて、私は全くそのとおりだと思ってこの制度に手を挙げました。ですから、職務経験の受入先事務所として多くの事務所に手を挙げていただきたいと思います。このことが一番大切なことだと思いますし、本日の会がその一助

になれば幸いです。私としては、東京パブリックが私を東京パブリックに受け入れてよかったな、私が出た後も次の裁判官等が来てくれるのであれば受け入れたなと思っていただけなのであれば、これほどうれしいことはありませんし、そうなるようにこれからも頑張りたいと思っています。

【永井】 普段自分たちが扱っているような民事事件、刑事事件、家事事件を取り扱っているような中小規模の事務所に是非とも行ってみたいと考えている判事補

は多数います。受け入れの事務所がないと、どんなに希望者が多くても職務経験として出られないという部分がありますので、事務所に小さな机でも置かせていただいて何とか受け入れていただければという思いがあります。また、裁判所からすると、多くの人を外に出してしまうと今度は裁判所として人手不足になってしまうということもありますので、弁護士任官される方が増える代わりに判事補がたくさん外にも出られるという循環ができれば非常に素晴らしいと思います。

【丸島】人材養成の拠点として都市型公設事務所というのが大きな役割を担っていることは間違いありません。以前は、弁護士は弁護士、裁判官は裁判官と一生永久の別れみたいなことでしたが、今は弁護士として十分な経験を積んで、その中で裁判官になっていくということを当然の如く言う若い人たちがたくさんいますし、いったん裁判官になった後に弁護士をやっている人と自然に考えている人たちも生まれています。こ

れを大きな流れにするために、受入事務所を一步でも二歩でも広げるといことがとても大事なことだと思います。裁判官制度改革の基本として、弁護士会・弁護士が背負っている責務は極めて重大です。

【三羽】永井さん、西尾さん、お二人の熱意がすごいじゃないですか。弁護士の方が負けてはいけません。事務所を経営する立場としてできることは何か。まずは物理的な問題、机が置けない、そして、お金はかかりますけれども、時代にとって有益な投下資本は必ず回収できます。このお二人の意欲を感動を持って受け止めていただいて、どんどん宣伝して、職務経験って面白いらしいぞ、事務所に力が付くぞ、という輪を拡げていただければと思います。そのことで判事補・検事が弁護士の職務をやる、こちらからも出てゆくという法曹三者の職務の流動化を通じた信頼関係がさらに醸成されていけば、市民の司法にとって大変意義のあることだと思います。



懇談会に出席して

公設事務所運営特別委員会委員長 吉岡 桂輔

一番私が印象に残ったのは、今まで裁判所で刑事なり民事なり裁判をやってきたのにかわらず、弁護士になった途端に霧の中で闘っているという感想がお二人から出たことです。私どもも司法修習中の昔の刑事裁判・民事裁判の経験だけから、何となく裁判官ってこんなことを考えているのかなと思いながら弁護士になって何十年も経つと確かに霧の中ということがあります。そうした感想が現職でまだ来られて1年半しか経たないお二人から出たということに大変興味を持ちましたし、それだけ裁判の難しさというか、当事者、依頼者の考えていることと裁判との乖離というかギャップというか、ある意味では永遠の課題なのかなと思いました。

また、お二人からは利用者の側から裁判所を見るという発言がありました。私どもは裁判官に依頼者の思い、弁護士が抱える悩みをわかっていたらればよりよい裁判官になっていただけたと思っていましたが、これを将来の裁判所自体の改善につなげたいというお二人の意識の高さを改めて感じた次第です。それから、受入事務所

側の負担の問題があります。なかなか手を挙げる人が少ないという実情です。その点についても、公設事務所という立場から、あるいは、新しい制度を面白いからやってみようという動機、これも新鮮です。ただ、我々が反省しなければいけないのは、何か来てもらってお金だけ払うというような視点はちょっと失礼だろうと思います。これだけ優秀な頭脳を私たちの力として、依頼者のためにも利用できる——言葉が悪いですが——、そういうことからすれば十分ペイするという三羽さんの言葉は本当でしょうし、丸島さんのように倍稼げというのもいいなと、受入事務所としてもいろいろと考えていかなければいけないと思いました。

今後、これから、この制度をうまく利用していくことになかなか難しいこともあると思いますが、大きく言うと日本の司法制度自体を、私たち弁護士会・弁護士側も一つの大きな責任をもって担っていく必要があると思います。出席者の皆さんには、率直にお話しただいたことを本当に有り難く思います。

判事補及び検事の弁護士職務経験制度 (他職経験制度)とは

日弁連弁護士任官等推進センター前事務局長 中村 雅人



1 いわゆる他職経験制度とは

「他職経験」という言葉ではイメージしにくい、と言われているが、この制度は、今次司法制度改革により3年前に誕生した、判事補・検事が、原則2年間弁護士登録をして、弁護士職務を経験する制度である。判事補・検事に多様な経験をしてもらい、その能力・資質の一層の向上、職務の充実をはかることを目的としている。

2005(平成17)年4月には判事補10名と検事3名、2006(平成18)年4月には判事補10名と検事5名、2007(平成19)年4月には判事補9名と検事5名がこの制度を利用している。

勤務場所は、東京、大阪の法律事務所を中心に、福岡、名古屋でも募集がなされている。今後さらに広がっていくことが必要だ。

弁護士登録をして通常の弁護士として活動することには特に制約はない。ただし、年金(共済)の関係などから、裁判所事務官、法務省職員としての身分も併有することになった。

採用する事務所と職務経験者との間で雇用契約が締結されるので、給与は話し合いで決められるが、判事補や検事として得ていた給与と比べ、総体として遜色のない水準になるよう配慮される。

2 手順

毎年5、6月ごろに、最高裁・法務省からの他職経験希望人数と希望地指定に基づいて、日弁連から

受入可能事務所の募集が行なわれる。

受け入れてみようとする事務所は、これに応募すれば、事務局から必要書類などの連絡があり、事務所の概要などを記載した書面を提出する。

7、8月には受入可能事務所のリストや概要が、最高裁、法務省に提示される。

最高裁、法務省からは、多様な経験ができるよう、いろんな事務所に多数手を挙げてもらい、職務経験者が、選択できる幅を広げて欲しい、と要望されている。したがって、受入可能と手を挙げても、必ず職務経験者が配属になるわけではない。

12月ごろに、判事補らが、いくつかの事務所訪問をして希望事務所を決める。そして、契約、登録手続きなどを経て、翌年4月から弁護士として活動を開始する。

3 実情

弁護士会側の実情は、2005年は東京、大阪とも殆ど大手事務所が受け入れている。しかし、数をそろえるのに苦戦している。06、07年も引き続き同じ事務所に受け入れているほか、個人事務所や公設事務所の受入もでている。

しかし、受入事務所の話を見ると、皆優秀で、給与分以上の働きをしてくれているなど、評判はすこぶるいい。職務経験者が、裁判官、検察官に戻られたあとに、弁護士経験を活かした仕事をされる日も始まりつつある。皆さんも、ぜひ職務経験者の受入に挑戦してみていただきたい。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(平成十六年六月十八日法律第二百一十一号)

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様な広範な国民の要請にこたえることのできる

かつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められていることにかんがみ、判事補及び検事(司法修習生の修習を終えた者であって、その最初に検事に任命された日から十年を経過していないものに限る。第七条第五項、第十一条第四項及び第十二条を除き、以下同じ。)について、その経験多様化(裁判官又は検察官としての能力及び資質の向上並びにその職務の充実に資する他の職務

経験その他の多様な経験することをいう。次条第一項及び第四項において同じ。)のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とする。